**第二節**　国家公安委員会関係

（古物営業法の一部改正）

**第六十六条**　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十九条に規定する有価証券」を「指図証券、記名式所持人払証券（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十三に規定する記名式所持人払証券をいう。）及び無記名証券」に改める。

（古物営業法の一部改正に伴う経過措置）

**第六十七条**　施行日前に発行された有価証券に係る回復の求めについては、前条の規定による改正後の古物営業法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正）

**第六十八条**　次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

一　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第九条

二　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十六条

三　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十三条

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

**第六十九条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二十号中「に瑕疵がない」を「が契約の内容に適合している」に、「瑕疵」を「不適合」に改める。

**第三節**　金融庁関係

（金融商品取引法の一部改正）

**第七十条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効）

**第二十条**　第十八条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間行使しないとき。

二　当該有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）行使しないとき。

第二十一条の三中「「有価証券届出書若しくは」を「同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「当該有価証券の募集若しくは」を「同条第二号中「当該有価証券の募集又は」に改める。

第二十三条の二中「第二十条前段」を「第二十条第一号」に改める。

第二十三条の十二第五項中「第二十条」を「第二十条第一号」に、「「第四条第一項」を「、同条第二号中「第四条第一項」に改める。

第二十七条の二十一第一項中「第二十七条の二十一第一項及び第二項」を「第二十七条の二十一第一項第二号及び第二項第二号」に改める。

第二十七条の二十一を次のように改める。

（公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効）

**第二十七条の二十一**　第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の規定の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二　当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

2　前条第二項の規定の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二　当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

第二十七条の三十三中「第十八条」と、「有価証券届出書若しくは」を「第十八条第一項」と、同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「「有価証券の募集若しくは」を「同条第二号中「有価証券の募集又は」に改める。

第百一条の十五第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第百五十六条の五十一の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

**第七十一条**　前条の規定による改正前の金融商品取引法（以下この条において「旧金融商品取引法」という。）第二十条後段（旧金融商品取引法第二十一条の三（旧金融商品取引法第二十七条及び第二十七条の三十四において準用する場合を含む。）、第二十三条の十二第五項（旧金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条及び第二十七条の三十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十一第一項後段（旧金融商品取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十一第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（旧金融商品取引法第百一条の九第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、前条の規定による改正後の金融商品取引法（次項において「新金融商品取引法」という。）第百一条の十五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に紛争解決手続（旧金融商品取引法第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第百五十六条の五十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法の一部改正）

**第七十二条**　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「双方代理」を「双方代理等」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

**第七十三条**　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条の九第三項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

**第七十四条**　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第二項中「双方代理」を「双方代理等」に、「同項第一号」を「同項各号」に改める。